官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令（財務四七）　一
〔その他告示〕
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第三項の規定による届出があったので告示する件（総務一四六、一四七）　二
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項の認定を取り消した件（同一四八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六〇七～六一二）　五
○都市計画に関する件（国土交通三一六、三一七）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同三一八、三一九）
○運輸審議会から答申があった件（同三二〇）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八九～九六）
○道路に関する件（東北地方整備局四七、四八）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一五二）　八
○道路に関する件（四国地方整備局三一）　八
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（最高裁一）　八
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　法務省　出入国在留管理庁　公安調査庁　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
財団関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等　一〇
文部科学省共済組合定款の一部変更関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○財務省令第四十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項の規定に基づき、日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

財務大臣　加藤　勝信

日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令

日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第三条　［略］ ［２・３　略］ ４　指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項及び当該領収済通知書の画像情報を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したものをいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。	**第三条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したものをいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した歳入金に関する事項を記録した第一号書式、第二号書式又は第三号書式による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に送付しなければならない。

5　取りまとめ指定代理店は前項の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、第一号代行機関に送信しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報を併せて送信しなければならない。

6　取りまとめ指定代理店は、第四項の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第一号から第六号並びに同条第二項第二号から第四号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、必要に応じて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）に収録したうえで、第二号代行機関に送信又は送付しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報を併せて送信又は送付しなければならない。

［7～9　略］

10　指定代理店は、第五項又は第六項の規定により領収済通知情報が送信又は送付された後、当該領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、歳入徴収官にその旨を通知しなければならない。

［11～17　略］

［書式を削る。］

［書式を削る。］

［書式を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

5　取りまとめ指定代理店は前項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に収録したうえで、第一号代行機関に送付しなければならない。

6　取りまとめ指定代理店は、第四項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第一号から第六号並びに同条第二項第二号から第四号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、第二号代行機関に送付しなければならない。

［7～9　同上］

10　指定代理店は、第四項ただし書、第五項又は第六項の規定により第一号書式、第二号書式若しくは第三号書式の領収済通知書又は領収済通知情報が送付された後、当該領収済通知書又は領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、歳入徴収官にその旨を通知しなければならない。

［11～17　同上］

第一号書式（第三条関係）	［略］
第二号書式（第三条関係）	［略］
第三号書式（第三条関係）	［略］

その他告示

附　則

この省令は、令和七年五月七日から施行する。

○総務省告示第百四十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者から同条第三項の規定に基づき次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十六日

総務大臣　村上誠一郎

認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	変更前の認定役務の名称	変更後の認定役務の名称	変更年月日
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク３Ｇ通信サービス ソフトバンク４Ｇ通信サービス ５Ｇ通信サービス ワイモバイル通信サービス（ＰＨＳサービスを除く。） ＬＩＮＥＭＯ通信サービス	ソフトバンク４Ｇ通信サービス ５Ｇ通信サービス ワイモバイル通信サービス ＬＩＮＥＭＯ通信サービス	令和６年７月31日
	ソフトバンク３Ｇ通信サービス ソフトバンク４Ｇ通信サービス ５Ｇ通信サービス ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス ワイモバイル通信サービス（ＰＨＳサービスを除く。）	ソフトバンク４Ｇ通信サービス ５Ｇ通信サービス ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス ワイモバイル通信サービス	令和６年７月31日

○総務省告示第百四十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者から同条第三項の規定に基づき次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十六日

総務大臣　村上誠一郎

認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	変更後の電気通信事業者の氏名又は名称	変更年月日
株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和２年10月１日

○総務省告示第百四十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第四項の規定に基づき、同条第一項第五号の認定を取り消したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十六日

総務大臣　村上誠一郎

認定を取り消した電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定を取り消した電気通信役務の名称	認定を取り消した電気通信役務の内容	認定を取り消した日
株式会社ノジマ	nojima EM LTE nojima mobile YM	別記のとおり	令和７年３月28日
株式会社ヤマダホールディングス	YAMADA air mobile	別記のとおり	令和７年３月28日
株式会社ラネット	BIC 4G LTE SERVICE	別記のとおり	令和７年３月28日

別記　仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であって、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する１月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字八重尾谷七二五の一四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字初木野五一一九、五一二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字初木野五一一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡湯前町字後山五二二七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後山五二二七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字水越字大平一五〇九の三、一五〇九の六、字姫椿一五一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一五〇九の三・一五〇九の六・字姫椿一五一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡湯前町字長谷場宝蛇寺五七〇一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長谷場宝蛇寺五七〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字木倉字萩ノ尾三一二一の三、三一二二、三一二三、三一三〇の一から三一三〇の五まで、三一三〇の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩ノ尾三一二一の三・三一二二・三一二三・三一三〇の一から三一三〇の三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市松橋町古保山字海ノ平二一六〇、字大嶋二一六八から二一七二まで、二三二七の四、二三二七の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字海ノ平二一六〇（次の図に示す部分に限る。）、字大嶋二一七〇から二一七二まで・二三二七の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二一六九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字富岡二八四四の一、二八四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字富岡二八四四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県宇和島市三間町大内七五三から七六一まで、七六四、八二五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三間町大内七五三・七五四・七五七・七五八・八二五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七五五、七五六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市松尾五四七の一、五五一、五五五の一、五七〇の一、五七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松尾五五一・五七〇の一・五七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町窪野四八五四、四八六三、五〇八四の三、五〇九二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町窪野四八五四・五〇九二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇八四の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県村上市小岩内字下山七八三の二、八〇三、字下小沢七九九から八〇二まで、八〇四、八〇五、八三七から八三九まで、八四四の一から八四四の四まで、八四五、八四六、八五〇から八五三まで、八五五、八六六の一、八六六の二、字小沢八一七、八一九、八二〇の一、八二〇の二、八二三、八二四、八三五、八三六、字大小沢八六一、八六二、字居沢八九一の一、八九一の二、八九二の一、九一一、字居浦九一二、九一三、九二三、九二六、九二七、一四六六から一四七五まで、一四八六から一四九六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字上羽出庭字赤木四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市伊吹字初鹿野一五三一の一、一五三二の一、一五三二の二、一五三二の九から一五三二の一二まで、一五三二の一一、一五三二の一一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市南小松字鳥帽子山一六三八から一六四〇まで、一六四二から一六四四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　香川県三豊市詫間町香田字上和田内三八の一七、三八の一八、三八の二三、三八の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年四月十六日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　防府都市計画道路事業３・３・５号富海大道線及び山口都市計画道路事業３・２・２号国道２号鋳銭司陶線

三　事業施行期間　自令和七年四月十六日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、上後山、縄手及び長通地内

使用の部分　なし

五　収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、縄手及び長通地内

使用の部分　なし

使用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、縄手及び長通地内

○国土交通省告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年四月十六日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　県南都市計画道路事業３・３・３０２号国道４号線及び県中都市計画道路事業３・３・１号国道４号線
三　事業施行期間　自令和七年四月十六日至令和二十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、舘沢、本町、滝八幡及び北町地内　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南、久来石及び笠石
使用の部分　なし
五　収用又は使用の手続が保留される事業地
収用の部分　福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、舘沢、本町、滝八幡及び北町地内　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内
使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1706	時刻歴応答解析を用いて検証する「（仮称）千代田区一番町計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島　正治	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	令和７年３月31日
			東急不動産株式会社 代表取締役 星野　浩明	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号	
			東急株式会社 代表取締役 堀江　正博	東京都渋谷区南平台町５番６号	

○国土交通省告示第三百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1707	時刻歴応答解析を用いて検証する「赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	赤坂七丁目２番地区市街地再開発組合	東京都港区赤坂七丁目２番28号	令和７年３月31日

○国土交通省告示第三百二十号

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事案番号令六第三〇〇四号）については、令和七年四月一日付け国運審第一号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日（予備、同月二十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日及び同月二十三日（予備、同月二十二日、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日から同月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十六日）までの毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十一日及び同月二十四日から同月二十六日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十一日及び同月二十四日から同月二十六日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日から同月二十六日（予備、同月二十七日）までの毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間　奥州市水沢真城字土手根一〇四番一から同市水沢上姉体六丁目一〇番六まで

変更前後別　敷地の幅員　延長
前　三七・五〇～一四八・六六メートル　二・八一〇キロメートル
後　三二・二八～一四八・六六メートル　二・八一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十六日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
山形県最上郡戸沢村大字古口字上湯一五二五番三から同県東田川郡庄内町狩川字内北割二一三番まで	前	A 一一・七三～一三五・一〇メートル	上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 六・六四八キロメートル B 一一・七三～一三五・一〇 六・六四八 一三・八〇～二三七・五〇 六・一六〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十六日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都中央区京橋三丁目六番七から同区京橋三丁目五番六まで	前	二七・一七～四一・一八メートル
	後	二七・一七～二八・三二 〇・〇二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十六日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三好市山城町西宇字島ノ上一四七四番一から同市山城町西宇字島ノ上一四八三番二六まで	前	一四・〇一～五四・七〇メートル
	後	一四・〇一～五四・七〇 〇・五八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○最高裁判所告示第一号

最高裁判所判事草野耕一の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、令和七年四月九日互選の結果、次のとおり決定した。

令和七年四月十六日　最高裁判所判事　林　道晴

最高裁判所長官　今崎　幸彦

国会事項

衆議院

質問書提出

四月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問主意書（八幡愛提出）

海底ケーブルの防護に関する再質問主意書（松原仁提出）

トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問主意書（松原仁提出）

シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問主意書（松原仁提出）

相続税に関する質問主意書（松原仁提出）

オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問主意書（山井和則提出）

質問書転送

四月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問主意書

仮装身分捜査に関する質問主意書

議事日程

四月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

令和七年四月十五日（火曜日）

午後一時開議

第一　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案受領（予備審査）

四月十四日衆議院から次の議案が送付された。

ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士外二名提出）（衆第二四号）

外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健外一名提出）（衆第二五号）

議案付託

四月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）　内閣委員会に付託

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）　総務委員会に付託

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）　農林水産委員会に付託

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　環境委員会に付託

質問主意書提出

四月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の自動消火設備がガラパゴス化している可能性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九六号）

質問主意書転送

四月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第九一号）

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九二号）

医療保険料が児童手当の財源となっていることの妥当性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九三号）

固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書（野田国義提出）（第九四号）

人事異動

内閣

小野寺真也　徳岡　治　福田千恵子
三輪　方大　浅田　秀俊　岩松　浩之
遠藤　東路　男澤　聡子　金子　大作
神田　大助　佐脇　有紀　田中　孝一
中久保朱美　中島真一郎　本田　能久
松下　貴彦　三輪　恭子　山城　司
小池あゆみ　清水知恵子　中村　心
中島　経太　小林　愛子　髙木　勝己
髙橋　康明　建石　直子　松本有紀子
小池　健治　鈴木　尚久　真辺　朋子
浅香　竜太　齊藤　顕　田中　智子
小田　靖子　飯淵　健司　來司　直美
金子　隆雄　菊地　浩明　山本　正道
藤原美弥子　野口　卓志　川上　宏
齋藤　聡　河本　寿一　細島　秀勝
大島　道代　鈴木　幸男　村瀬　賢裕
秋信　治也　松葉佐隆之　岩田　光生
川﨑　聡子　小川　理佳　大嶋　洋志
作原れい子　冨田　敦史　木村　哲彦

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）　小野寺優子

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上四月十二日）

法務省

青柳　純　淺田　麻衣
飯島　佑香　石井　希　安藤　竜太
井上　瑛　岩田　陽菜　石丸　皓登
大垣　直央　太田有里乃　大内　一紗
織田　祐花　鬼﨑　太智　奥山　泰成
上條　大河　上穂木桜子　加藤　侑
木田　紀枝　吉川　史也　軽部　一信
串田　拓也　国則　拓十　木村隆一朗
久保　輝倖　熊谷　光基　久保　一輝
黒山龍之介　小泉　開　熊木　秀昂
齋藤　颯汰　佐藤　知徳　小林　知博
澤渡　大雅　渋谷　岬陽　佐野有里紗
村主　太　須永　有貴　庄司　一貴
髙島　夏子　髙橋　樹朗　高崎　龍
筒井　一成　筒井　翔吾　武井　祐樹
手塚　幹理　寺田　凱貴　筒井菜都美
東郷　真英

冨岡　新　中嶋　謙太　中島　智宏
長濵　達矢　成田　宇輝　新見　隆介
野口　翔平　萩原　一馬　橋口　亮
橋本　渚生　長谷川えみ里　濱谷　綾花
坂東　輝一　平松　嗣実　廣瀬　裕弥
福永　達也　藤本　涼花　古谷　智希
真方　敬司　牧谷　晴矢　増原　七海
松木　涼馬　松倉　和菜　松田　譲司
御立梨彩子　皆川　茉結　宮西理沙子
村山華乃子　森島　奈実　諸橋　綾香
山下　大吾　山田　洸太　横田　一馬
和田　恵奈

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（三月二十七日）

出入国在留管理庁

（名古屋出入国在留管理局長）　市村　信之
入国審査官　竹内　悠介
国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により令和七年三月三十一日限り定年退職　植田　敏博
（東京出入国在留管理局成田空港支局次長）同　吉田　智美
（東京出入国在留管理局成田空港支局審査監理官）同

辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）

（出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室長）　菱田　泰弘
法務事務官　堀越　健二
出入国在留管理庁参事官に昇任させる
（出入国在留管理庁在留管理課長）同　伊藤　純史
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長に配置換する
（出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長）同　安東健太郎
出入国在留管理庁参事官に昇任させる
（東京高等検察庁検事出入国在留管理庁出入国管理部審判課長）検事　武藤　雅光
出入国在留管理庁出入国管理部審判課長に充てることを解く
（さいたま地方検察庁検事）同

出入国在留管理庁出入国管理部審判課長に充てる

（入国者収容所東日本入国管理センター所長）法務事務官　津留　信弘
入国審査官（仙台出入国在留管理局長）に昇任させる
（大阪出入国在留管理局長）入国審査官　西山　良
東京出入国在留管理局長に配置換する
（外国人技能実習機構理事）近江　愛子
入国審査官（名古屋出入国在留管理局長）に採用する
（出入国在留管理庁政策課長）本針　和幸
法務事務官　小山　裕美
入国審査官（大阪出入国在留管理局長）に昇任させる
（名古屋出入国在留管理局長）同　木村　広希
広島出入国在留管理局長に昇任させる
（大阪出入国在留管理局神戸支局長）同　岡部昌一郎
高松出入国在留管理局長に昇任させる
（東京出入国在留管理局警備監理官）入国警備官（警備監）　西平　真三
法務事務官（入国者収容所東日本入国管理センター所長）に昇任させる
（東京出入国在留管理局次長）入国審査官　川畑　豊隆
東京出入国在留管理局羽田空港支局長に転任させる
（大阪出入国在留管理局次長）同　大阪出入国在留管理局関西空港支局長に転任させる
（出入国在留管理庁総務課出入国在留監査指導室長）法務事務官　山澤　義周
入国審査官（大阪出入国在留管理局神戸支局長）に転任させる
（福岡出入国在留管理局福岡空港出張所監理官）入国審査官　宮城　元作
福岡出入国在留管理局那覇支局長に昇任させる

（以上四月一日）

公安調査庁

（公安調査庁調査第二部長）法務事務官　平石　積明

辞職を承認する（三月三十一日）

（公安調査庁総務部参事官兼公安調査庁総務部公文書監理官）　菊地　真二
法務事務官
（公安調査庁調査第二部第一課長に配置換する
公安調査庁総務部人事課上席務部人事課首席監察官）同　鈴木　正直
関東公安調査局総務部次長に昇任させる
（公安調査庁調査第一部第一課総括課長補佐）同　寺田　環
北海道公安調査局総務部長に昇任させる
（公安調査庁調査第二部第一課長）同　神保　玲子
公安調査庁研修所長に昇任させる
（公安調査庁調査第二部第一課国際調査企画官）同　大岡　圭
公安調査庁調査第二部第二課長に昇任させる
（公安調査庁調査第二部第二課長）同　今井　正
千葉公安調査事務所長に転任させる
（公安調査庁調査第二部統括調査官）同　末廣　勇人
北海道公安調査局総務部次長に昇任させる
（公安調査庁研修所長）同　宍倉　崇夫
九州公安調査局長に転任させる
（公安調査庁研修所教頭）同　加藤　建樹
熊本公安調査事務所長に昇任させる
（北海道公安調査局長）同　赤木　俊則
中部公安調査局長に配置換する
（北海道公安調査局総務部長）同　小林　賢悦
中国公安調査局総務部長に配置換する
（関東公安調査局長）同　二上　英生
公安調査庁調査第二部長に転任させる
（関東公安調査局総務部次長）同　村瀬　庸祐

辞職を承認する

（関東公安調査局調査第一部首席調査官）同　紺野　哲一
東北公安調査局総務部次長に昇任させる
（関東公安調査局調査第二部首席調査官）同　竹原　正直
四国公安調査局調査第二部長に昇任させる
（中部公安調査局長）同　井上　雅登
近畿公安調査局長に配置換する
（中部公安調査局総務部長）同　大町　晃

中国公安調査局長に昇任させる

（中部公安調査局総務部職員管
理官）同　橋本　孝明
中国公安調査局総務部次長に昇任させる
（近畿公安調査局長）同　浅野　栄二
関東公安調査局長に配置換する
（中国公安調査局総務部長）同　小田嶋　徹
中部公安調査局総務部長に配置換する
（四国公安調査局総務部総務管
理官）同　渡部　崇
四国公安調査局総務部次長に昇任させる
（九州公安調査局総務部職員管
理官）同　竹中　義雄
九州公安調査局総務部次長に昇任させる
（九州公安調査局調査第二部長）
同　船場　政樹
北海道公安調査局長に昇任させる（以上四月一日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する
小野　三朗　川村　薫
土屋　裕夫　砥綿　一美
正六位に叙する（各通）
上田　修　宇留野義勝
大開　正雄　大類　貞夫
小堀　弘造　後藤　好信
須見　文一　田沼　秋二
従六位に叙する（各通）
藍田　昭二　池淵　正
正七位に叙する（各通）
藤村　清雅　堀江　喜一
従七位に叙する（各通）（以上三月十日）
瀬谷　俊雄
従四位に叙する
冨井　圭介
正五位に叙する
大泉　武文　小笠原文子
片桐　武利　竹田　功
正六位に叙する（各通）
岩永　寛　小原　睦司
西村　明雄　村上　守
従六位に叙する（各通）
今冨　豊紀　橋本　悟
従七位に叙する（各通）（以上三月十一日）
下條　忠雄
従五位に叙する
知念　武則
柳井　雅宣
正六位に叙する（各通）
江上　宗明
金子　享弘
鈴木　和信
田沼　秋二
従六位に叙する（各通）
池淵　正
正七位に叙する（各通）
茂呂長次郎
従七位に叙する（各通）（以上三月十日）
瀬谷　俊雄
従四位に叙する
冨井　圭介
正五位に叙する
小笠原文子
小野　茂
正六位に叙する（各通）
菊池　定
村上　守
従六位に叙する（各通）
小野　茂
民部　美治
正七位に叙する（各通）
茂呂長次郎
従七位に叙する（各通）（以上三月十一日）
小倉　喜介
正五位に叙する
井坂　隆
従五位に叙する（各通）
笠井　順彦　里平　信義
田口　勇　渡嘉敷綏助　西野　文昭
正六位に叙する（各通）
伊崎　昇　小野美津雄　佐藤　儀平
杉本　敏広　宮崎　四郎　山上　鐵生
山本　裕一　若尾圓三郎
従六位に叙する（各通）
荒井　済　田村　雅皎
正七位に叙する（各通）
岸　信行　郡司　勝夫　田中　信児
従七位に叙する（各通）（以上三月十二日）
海老澤順三
従四位に叙する
高橋　民雄
従七位に叙する（以上三月十三日）
齋藤　十朗
従二位に叙する（三月十七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（三月十日）
伊東　武
旭日双光章を授ける
小野　茂
旭日単光章を授ける（以上三月十一日）
田村　武敏
旭日双光章を授ける（三月十二日）
若尾圓三郎
（熊本県五木村議会議員）
藤本　新一
旭日双光章を授ける
片平　司　小西　勝平
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十三日）
三浦　浩一　吉田　暁宣
旭日単光章を授ける（各通）（三月十四日）
上田　修　小野　三朗
金子　享弘　知念　武則　土屋　裕夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
柳井　雅宣
瑞宝双光章を授ける（各通）
茂呂長次郎
瑞宝単光章を授ける（以上三月十日）
大泉　武文　小笠原文子
竹田　功　民部　美治
瑞宝双光章を授ける（各通）
小原　睦司
瑞宝単光章を授ける（以上三月十一日）
小倉　喜介
瑞宝小綬章を授ける
笠井　順彦　里平　信義
田口　勇　田村　雅皎
瑞宝双光章を授ける（各通）
石田　汎　内田　文男　岸　信行
杉本　敏広　山本　裕一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）
高橋　民雄　永田　正幸
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月十三日）

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪府大阪市住之江区安立四丁目13番18号**五洋紙工株式会社**の工場財団に三重県伊賀市佐那具町字金神塚1773番地の３五洋紙工株式会社伊賀上野工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年４月16日　津地方法務局伊賀支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月十六日
掲載頁　三頁

令和七年四月十六日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（甲）いくたま合同会社
代表社員　一般社団法人いくたま
職務執行者　河原　正幸
大阪市天王寺区生玉町九番一六号
（乙）シルバー自動車株式会社
代表取締役　大石　敏彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年四月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.n-interlife.co.jp
（乙）https://www.n-interlife.co.jp

令和七年四月十六日
東京都荒川区東尾久四丁目一六番一二号
（甲）株式会社日商インターライフ
代表取締役　須藤　亮
東京都葛飾区東金町一丁目二〇番一五号
市野ビル
（乙）ファシリティーマネジメント株式会社
代表取締役　須藤　亮

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アイモバイル（乙、住所東京都渋谷区渋谷三丁目二六番二〇号）の小売電気事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十六日
東京都渋谷区渋谷三丁目二六番二〇号
株式会社ふるなび電力
代表取締役　田中　俊彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むトリタン事業（但し、トリタン事業に関する資産及び乙の横浜事業所の二十二号棟建屋二階に所在するトリタン事業の関連設備の維持・管理に関する業務を含むが、製造又は販売に関する事業を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.global.toshiba/jp/ir/corporate.html
（乙）https://www.toshiba-tmat.co.jp/corp/e-public.htm

令和七年四月十六日
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（甲）株式会社東芝
代表取締役　島田　太郎
神奈川県横浜市磯子区新杉田町八番地
（乙）東芝マテリアル株式会社
代表取締役　白井　隆雄

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮｅｖａＣｏｒｅ（住所東京都世田谷区尾山台三丁目八番八号ジェイパーク尾山台一〇二）に対して当社のメディア事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十六日
東京都渋谷区恵比寿南二丁目八番一二号
有限会社Ｃｕｒｒｅｎｔ
取締役　大石　正弘

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社ＣＳプランニング（住所神戸市垂水区舞多聞西六丁目一番三号）に対してそれぞれの不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月九日
掲載頁　八十八頁（号外第八十号）

令和七年四月十六日
神戸市垂水区舞多聞西六丁目一番三号
（甲）株式会社クレストホーム
代表取締役　太田黒貞一
神戸市垂水区舞多聞西六丁目一番三号
（乙）株式会社サンウッド
代表取締役　砂川　和美

組織変更公告

当農事組合法人は、令和七年四月三日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月十六日
秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地
農事組合法人すずき農産
理事　鈴木　豊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＰｒｅｓｅｎｃｅ株式会社とします。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年五月二十一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日
東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九
Ｐｒｅｓｅｎｃｅ合同会社
代表社員　金子　将土

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、組織変更後の商号はＳＨＷ　Ｔｅｃｈ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日
山梨県甲府市上積翠寺町一六三七番地
ＳＨＷ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　長田　厚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＹｕｋｉ　Ｏｒｉｇｉｎａｌ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日
長野県北安曇郡白馬村大字北城三〇二〇番地九四六
Ｏｎｌｙ　Ｈｏｋｋａｉｄｏ合同会社
代表社員　ティモシー・マンフレッド・ゴロワッツ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日
岐阜市日野北二丁目九番一一号
Ｙエンタープライズ合同会社
代表社員　林　雄治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＮＳトラスト株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日

三重県伊勢市河崎二丁目一六番二三号

ＮＳＵトラスト合同会社

代表社員　中北　征史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日

岡山県総社市総社三丁目二―一四

リヘイラリヘイロ合同会社

代表社員　勅使河原通子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日

東京都千代田区五番町五―六ビラカーサ五番町一〇六

合同会社Ａｒｐ　Ｓｔｕｄｉｏ

代表社員　松原　庄吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二一五頁（号外第八十一号）

令和七年四月十六日

大阪市西区立売堀五丁目七番二一号

大和鋲螺工業株式会社

代表取締役　辻　　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十六日

大阪市住吉区我孫子東二丁目一〇番二号

有限会社三田家

代表取締役　有田　寿江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十七頁（号外第五十四号）

令和七年四月十六日

広島県呉市郷原町字一の松光山二五〇七番地九一七

株式会社多田製作所

代表取締役　多田健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十六日

高知県高知市朝倉戊六〇四番地一

合同会社武政建築

代表社員　武政英一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千五百一万五千円、資本準備金の額を十億千八百八十一万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年九月二十五日

掲載頁　六頁

令和七年四月十六日

茨城県つくば市千現二―一―六

株式会社ＦｕｌｌＤｅｐｔｈ

代表取締役　**吉賀**　智司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六十五万円、資本準備金の額を十六億七千四百八十八万三千二百二十三円減少し、それぞれ一千万円、九千二百二万七千三百十七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年九月十三日

掲載頁　二頁

令和七年四月十六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一七階

VISITS Technologies株式会社

代表取締役　松本　　勝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億三千七百七十万七千百七円、資本準備金の額を四十億七百十三万七千五百二十二円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十六日

神戸市中央区港島南町一丁目五番五号

カルナバイオサイエンス株式会社

代表取締役　吉野公一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

株式会社グラニフ

代表取締役　村田　昭彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十六日

東京都板橋区中丸町一一番二号

株式会社あすなろ建築事務所

代表取締役　高倉　　東

債権申出の公告（第三回）

ＮＯＫグループ確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区芝大門一丁目一二番一五号

ＮＯＫグループ確定給付企業年金

清算人　中山　貴仁

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一八八			四改正し、令和七年四月一日から施行する。	改正する。
一八八		終りから一八	改正し、令和七年四月一日から施行する。	改正する。
一一二		終りから五	死亡の場所宮崎県大崎市	死亡の場所宮城県大崎市

なお、計算書類の公告義務はありません。